

## 新潟市秋葉区農業委員会令和3年度8月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年8月31日(火)午後3時30分から午後4時00分

2 開催場所 秋葉区役所602会議室

3 出席委員 (16人)

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 委員           | 1番  | 鈴木 儀一  |
| 委員           | 2番  | 長井 範親  |
| 委員           | 3番  | 砂原 剛   |
| 農政振興部会長      | 4番  | 佐藤 英一  |
| 委員           | 5番  | 佐々木 和美 |
| 委員           | 6番  | 笠原 綱生  |
| 農地部会長        | 7番  | 阿部 信行  |
| 農政振興部会長職務代理者 | 8番  | 坂上 静男  |
| 委員           | 9番  | 早川 秀則  |
| 委員           | 10番 | 窪田 陽一  |
| 委員           | 11番 | 上田 一男  |
| 会長           | 12番 | 小倉 栄造  |
| 委員           | 13番 | 伊藤 君雄  |
| 会長職務代理者      | 14番 | 平野 榮治  |
| 農地部会長職務代理者   | 15番 | 松田 洋一  |
| 委員           | 16番 | 佐藤 千穂子 |

4 欠席委員 なし

5 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

|     |       |
|-----|-------|
| 9番  | 早川 秀則 |
| 10番 | 窪田 陽一 |

### 第2 議事

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 議案第 15号 | 新潟市農地利用集積計画の決定について     |
| 議案第 16号 | 農地法第5条許可申請に関する処分決定について |

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 報告事項 | 農地の転用事実に関する照会書について          |
| 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 | 農地法第5条転用届出に関する受理について        |

## 6 農業委員会事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局長   | 枝並 和孝 |
| 事務局次長  | 島倉 孝司 |
| 農地係長   | 田中 学  |
| 農地係    | 真柄 和朗 |
| 農政振興係長 | 白川 文夫 |

## 7 会議の概要

|                |  |
|----------------|--|
| 事務局長<br>(枝並局長) | お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和3年度8月定例総会を開会いたします。<br>それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。   |
| 会長             | <挨拶>   |
| 局長             | ありがとうございました。   |
| 事務局長<br>(枝並局長) | それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。<br>なお、本日は、全員出席で定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。<br>それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。 |
| 議長(小倉会長)       | それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。<br>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。<br><br>(異議なし)   |
| 議長             | 皆さんから異議がありませんので9番・早川委員、10番・窪田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。  |
| 議長             | それでは、議案として提案されている案件に入ります。  |
| 議長             | 議案第15号、新潟市農地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。   |

事務局  
(白川係長)

「議案第 15 号 新潟市農地利用集積計画の決定について」ご説明します。  
議案書 1 ページ, 議案第 15 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

1 ページは売買, 新津地区 1 件, 筆数 3 筆, 面積 874 m<sup>2</sup>であります。

2 ページは利用権設定の新規, 新津地区 1 件, 筆数 3 筆, 面積 874 m<sup>2</sup>であります。

3 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 3 年 9 月 14 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。以上です。

議長

皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 15 号は、原案どおり決定しました。

議長

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

それでは次に移ります

議案第 16 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の

事務局  
(真柄主査)

説明をお願いいたします。

議案第 16 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について」ご説明  
します。

議案書 5 ページ 番号 1 全体地図案件番号 5 条— 1 をご覧ください。

所有者 A 氏

転用者 B 外 1 名

覚路津地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。

申請面積は畑 1 筆 317 m<sup>2</sup>で、転用者 B 氏 外 1 名の個人住宅建築を目的とした「使用貸借権の設定」にかかる転用許可申請です。

申請地の選定理由としては、妻の両親の高齢化に伴う介護を想定し、また将来妻の両親の農業を引き継ぐことなどを考慮し、実家近くに土地を求めたものです。

申請地は 1 0 ha 以上のまとまりをもつ農地に接続していることから第 1 種農地と判定しました。

従って、第 1 種農地の許可要件である集落に接続して設置されるものに関する項目を適用し、土地の代替性検討を行ったうえで許可されるものです。

なお、本件について転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

本件は農地部会に付されました。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長  
(阿部部会長)

令和 3 年 8 月 26 日に開催されました農地部会における、農地法第 5 条許可申請について報告します。

議案書 5 ページ 1 番の案件です。

本件の転用者 B 氏から申請に至った経緯について説明してもらいました。それによれば、今年の 3 月に転職し、長野から妻の実家に転入してきました。妻の実家は部屋数が不足しており、将来の事を考え、実家近くでの分家住宅建築を目的に本申請に及んだとのことでした。

住宅建築の計画は、転居してからなのか尋ねたところ、そうであるとのこと

とでした。

申請理由書にある、農業を継ぐ「C氏」とは誰なのか尋ねたところ、現在、東京で仕事をしている妻の妹で、コロナの事もあり、いずれは戻って就農する予定でいるとのことでした。

現在の居住地と申請地は近いのか尋ねたところ、同じ集落内で200m程度の場所であるとのことでした。

排水は合併浄化槽との事であるが、下水道に接続する予定はないのか尋ねたところ、聞いた話であるが下水道の受益地域でないとのことでした。

部会からは転用を確実にを行うことを指導し、出席者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第16号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地法第5条転用届出に関する受理について、

議長

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(真柄主査)

6ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり5件回答しました。

次に7ページをご覧ください。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてです。記載内容のとおり5件受理しました。

最後に8ページをご覧ください。

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり5件受理しました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

それでは、これで令和3年度8月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 早 川 秀 則

署名委員 窪 田 陽 一